

伊勢原市立小中学校におけるいじめ防止基本方針の内容一覧 (R2. 5. 1 現在)

全校共通の取組みといじめ防止対策推進法による根拠 ※以下の法はいじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)	学校名	『いじめの防止等の対策のための組織』の設置 [法第22条] 構成員 (必要時の追加メンバー)	早期発見のための取組み			未然防止
			アンケート調査	個人面談	その他	児童生徒主体の取組み
<p>■ 『いじめの防止等の対策のための組織』の設置 [法第22条]</p> <p>○未然防止や早期発見、早期対応のための常設の組織</p> <p>○構成員は、管理職や総括教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等</p> <p>○事案の内容に応じて第三者等を追加するなど柔軟な組織運営を図る</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育・体験活動の充実 [法第15条第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育む ・地域交流や職場体験等の充実を図り、道徳性・社会性を育む <p>○いじめ防止の啓発 [法第15条第2項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が主体的に行う、いじめ防止に資する活動の支援 ・保護者や地域住民、関係機関との連携、地域全体での児童生徒を見守る体制づくり ・全教職員がいじめの態様や特質等について共通意識を図り組織的に対応 ・児童生徒とかかわる時間の確保 ・インターネットによるいじめを防止するために、情報モラル教育の推進 <p>【早期発見】</p> <p>○定期的ないじめ調査 [法第16条第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対象アンケート調査や個人面談、教育相談の実施 <p>○相談体制の整備 [法第16条第3項]</p> <p>○計画的な研修の実施 [法第18条第2項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校 (教職員) がいじめを見逃さないための研修や職員会議等を通しての共通理解 <p>【早期解決】</p> <p>○通報、相談等に伴う事実関係の確認 [法第23条第2項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが疑われるときは、学校いじめ防止対策委員会の緊急開催及び情報共有と組織的な対応 ・速やかに、いじめの有無の確認を行うとともに、教育委員会へ報告 <p>○いじめを受けた児童生徒・保護者への支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言の継続実施 [法第23条第3項]</p> <p>○いじめを受けた児童等が安心して学習するための措置 [法第23条第4項]</p> <p>○保護者間の争いを防止するための情報共有 [法第23条第5項]</p> <p>○犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察と連携して対応 [法第23条第6項]</p> <p>○いじめが解決した後の継続的な支援と、再発防止</p> <p>■ 重大事態への対処 [法第28条]</p> <p>○速やかな教育委員会への報告</p>	伊勢原小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、学年主任、教育相談担当者、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(伊勢原小の児童と歩む会等)	年3回 (6月、11月、2月)	随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置 子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用 (6月、11月)	あいさつ運動を通じたコミュニケーション能力の育成、自己有用感の育成 (10月) ドッジボール大会、長縄大会等を通じた好ましい人間関係の育成 (年間)
	大山小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (6月、11月、2月)	随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	学校目標「笑顔咲く大山小学校」を実現するために、高学年みんな協で話し合い全校で共有する。 ・「いじめ防止」に関するロールプレイ (6月) ・家族が評価する「あいさつカード」の取り組み (11月) ・話し合い活動を通じた好ましい人間関係の育成 (年間)
	高部屋小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、各学年担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (6月、10月、2月)	児童：随時 保護者：年1回 (12月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	日常的に学び合いのある学級づくりや道徳性の涵養、人権感覚、自己肯定感の育成を図る あいさつ運動など児童会を中心とした自主的な活動の推進 児童、教職員、保護者地域と共にいじめに向き合う学校環境の促進
	比々多小学校	管理職、教務主任、児童指導担当、児童指導部、教育相談コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー (依頼可能な第三者)	年3回 (6月、11月、2月)	随時	ケース対応 スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置 (鈴川ポスト)	児童会活動の充実 (あいさつ運動) 委員会活動やたてわり活動、児童集会などを通じた好ましい人間関係の育成
	成瀬小学校	管理職、教務担当、児童指導部、教育相談担当者、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (6月、11月、2月)	随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	「笑顔で楽しい成瀬小学校にしよう」スローガン作成・掲示 (4月～6月) あいさつ運動を通じたコミュニケーション能力の育成 (10月) スマイルフェスティバルによる異学年交流 (11月～2月)
	大田小学校	管理職、教務主任、教育相談コーディネーター、児童指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (6月、11月、2月)	年3回 (6月、11月、2月) ほか随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	運動会 (9月)、幼保小交流会を通じた好ましい人間関係の育成 休み時間の異学年交流による集団活動の充実 児童会の提案により各クラスでいじめ防止の取組を話し合い、実施後、振り返る 学校全体でのあいさつ運動を実施 ロング昼休みを活用した各クラスでの人間関係づくりの活動
	桜台小学校	校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、各学年児童指導部、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (5月、10月、2月)	年3回 (6月、11月、2月)	SSWと連携・ケース対応 スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置 (教育相談コーディネーター)	運動会 (未定)、「なかよし」異学年の交流活動、あいさつ運動、6年生を送る会 (3月)を通じた好ましい人間関係の育成、代表委員会による学期ごとの目標設定
	緑台小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(地域連絡会等)	年3回 (6月、11月、2月)	年3回 (6月、11月、2月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置 (保健室前)	いじめ暴力防止スローガンの作成・発表 (5月) 遠足・キャンプ (1学期)、運動会 (9月)、遊ぼうデー (他学年交流10月、1月)、6年生を送る会 (3月)を通じた好ましい人間関係の育成
	竹園小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (学期に1回)	随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	あいさつ運動を通じたコミュニケーション能力の育成 委員会活動やたてわり集会活動などの集団活動の充実
	石田小学校	管理職、教務担当、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年児童指導部、スクールカウンセラー (依頼可能な第三者)	年3回 (6月、10月、1月)	随時	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	異学年交流 (キッズトライ・縦割り清掃、等) キラキラタイム・学級レク等による仲間づくり 「あいさつ運動」を通じたコミュニケーション能力の育成 児童会が中心となったいじめ防止活動
	山王中学校	管理職、生徒指導担当、学年主任、教育相談担当者、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(地域連絡会等のメンバー)	年3回 (5月、9月、2月)	年2回 (6月、11月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	学年レク (7月、12月)、体育祭 (9月)、合唱 (10月) 3年生を送る会 (2月)を通じた好ましい人間関係の育成 生徒会本部が中心となって行ういじめ防止の取り組み「携帯スマートフォン9つのマナー」の推進
	成瀬中学校	管理職、教務担当、生徒指導担当、学年主任、教育相談担当者、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(地域連絡会等のメンバー)	年5回 (5月、6月、9月、10月、2月)	年2回 (6月、9月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	生徒総会 (5月、3月)、学年レク (7月、12月)、体育祭 (9月)、文化祭 (10月)、部活動や委員会活動 (年間)を通じた好ましい人間関係の育成 あいさつ運動 (毎月1回)
	伊勢原中学校	管理職、教務主任、生徒指導担当、学年生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (7月、11月、2月)	年2回 (6月、9月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置 本校地域連絡会及び学区青少年健全育成協議会と連携し、地域全体での見守り活動	生徒総会 (5・3月)、体育祭 (9月)、文化祭 (10月)、球技大会 (12月)、あいさつ運動 (6・11・2月) 学校行事による縦割り活動、部活動や委員会活動などの集団活動の充実
	中沢中学校	校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、生徒指導部、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、(依頼可能な第三者)	年3回 (5月、11月、2月)	年2回 (5月、11月)	スクールカウンセラーの活用 いじめ相談窓口の設置	仲間づくりエンカウンター (4月) 校外学習 (6月)、体育祭 (9月)、合唱 (10月)、学年レク (12月) や部活動を通じた好ましい人間関係の育成 いじめ防止ポスターづくり (7月) あいさつ運動 (年5回) いのちの授業 (7月)